

幼児教育・保育の無償化についての質問・回答（認可外保育施設）

番号	項目	質問	回答	
1	無償化の対象となる保育サービス	認可外保育施設で行う時間外保育にかかる保育料は、無償化の対象となるのか。	施設等利用給付認定には保育必要量の認定がなく、利用時間の上限や標準的な利用日・利用時間帯の仕組みがありません。 支給上限額までは、利用日・利用時間に関わらず、無償化の対象となります（上限額を超える利用料は保護者の自己負担となります）。	
2	無償化の対象となる保育サービス	認可外保育施設で行う土曜保育にかかる保育料は、無償化の対象となるのか。		
3	無償化の対象となる保育サービス	認可外保育施設で行う休日保育にかかる保育料は、無償化の対象となるのか。		
4	保育料上げの理由	認可外保育施設における通常の保育時間内で、スイミングやプログラミングといった習い事を新しく始めようとしているが、保育の質の向上を伴うものと捉えて保育料を引き上げることができるか。	認可外保育施設については、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求め、保護者への説明を行うこととしています。 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げが行われ、結果として公費負担により事業者が利益を得ることにつながるものがあってはなりません。 詳細については、子ども企画課へお問い合わせください。	
5	保育料上げの理由	認可外保育施設において、通常の開所時間を延長させて、保育料を引き上げることができるか。		
6	保育料上げの理由	現行の保育料について土曜保育や延長保育に関わらず一律に月額で定めているが、土曜保育の有無や延長保育の有無に応じて料金設定の見直しを図りたいのだが可能か。		
7	保育料上げの理由	無償化の実施に当たり、増大した事務負担分に対する人件費や印刷費等に相当する費用を保護者から徴収しても良いか。 また、その費用は無償化の対象である保育料ではなく、特定費用として徴収しなければならないのか。		
8	保育料上げの理由	消費税増税を理由に保育料の引き上げを行うことはできるか。		
9	保育料上げの理由	認可外保育施設独自の料金体制として、兄弟など2人目の以降の園児について保育料を半額とするといった割引を行っているが、無償化に合わせて、割引を辞めたり割引額を引き下げるといった対応は可能か。		
10	その他	無償化に伴い、施設が取りまとめをする事務作業が増加するが、補助金はないのか。		該当する補助金はありません。